

江戸川区新型インフルエンザ等 対策行動計画



令和8年7月

江戸川区

目 次

はじめに	1
改定経緯	2
第1部 基本的な考え方	4
第1章 計画の基本的な考え方	4
第2章 対策の目的等	5
第1節 対策の目的	5
第2節 対策実施上の留意点	7
第3節 対策推進のための役割分担	11
第3章 発生段階等の考え方	15
第4章 対策項目	17
第2部 対策項目の考え方及び取組	24
第1章 実施体制	24
1 準備期	24
2 初動期	26
3 対応期	27
第2章 情報収集・分析	30
1 準備期	30
2 初動期	31
3 対応期	32
第3章 サーベイランス	34
1 準備期	34
2 初動期	36
3 対応期	38
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	40
1 準備期	40
2 初動期	42
3 対応期	44

第5章 水際対策	4 8
1 準備期	4 8
2 初動期	4 9
3 対応期	5 0
第6章 まん延防止	5 1
1 準備期	5 1
2 初動期	5 2
3 対応期	5 3
第7章 ワクチン	5 7
1 準備期	5 7
2 初動期	6 0
3 対応期	6 1
第8章 医療	6 4
1 準備期	6 4
2 初動期	6 8
3 対応期	6 9
第9章 治療薬・治療法	7 1
1 準備期	7 1
2 初動期	7 2
3 対応期	7 3
第10章 検査	7 4
1 準備期	7 4
2 初動期	7 6
3 対応期	7 7
第11章 保健	7 9
1 準備期	7 9
2 初動期	8 4
3 対応期	8 7

第 1 2 章	物資	9 3
1 準備期		9 3
2 初動期		9 4
3 対応期		9 5
第 1 3 章	区民生活及び区民経済の安定の確保	9 6
1 準備期		9 6
2 初動期		9 8
3 対応期		1 0 0
第 3 部	区政機能を維持するための区の危機管理体制	1 0 3
第 1 章	区における危機管理体制	1 0 3
第 2 章	区政機能の維持	1 0 7
用語集		1 0 9

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されていた。

そのような中、未知の感染症として新型コロナウイルス（COVID-19）が出現し、その感染力の強さからパンデミックの進行は短期間のうちに深く長く、人類全体の危機として出現した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、指定地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全な態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図っている。

なお、「区行動計画」は「政府行動計画」及び「都行動計画」の変更に合わせて随時、更新するとともに区として必要と想定される事項については積極的に修正を加え、実効性の高い計画にしていく。

改定経緯

■平成 18 年 3 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

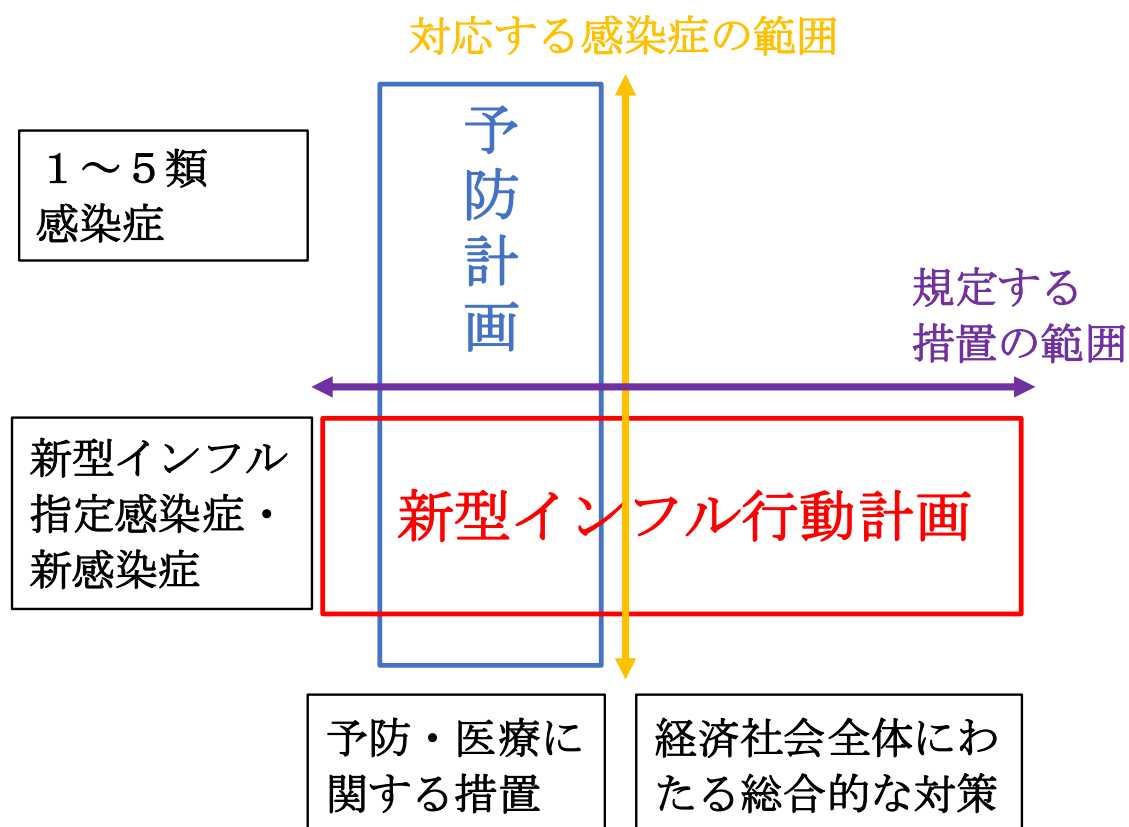
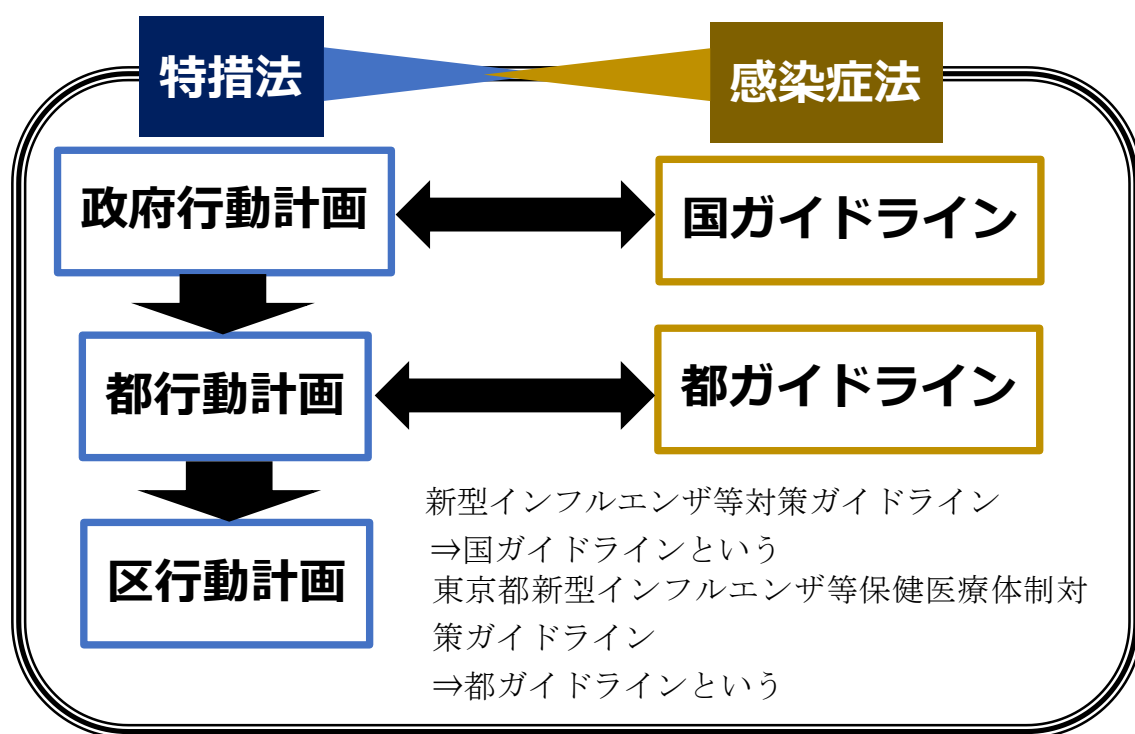
■平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月）」（以下「政府行動計画」という。）、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 11 月）」（以下「都行動計画」という。）が新たに策定されたことを踏まえ、従来の計画を廃止し、特措法第 8 条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、平成 26 年 3 月に新たに「江戸川区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「区行動計画」という。）を策定した。

■平成 29 年 9 月に「政府行動計画」等が変更されたことに伴い、平成 30 年 7 月には「都行動計画」も一部変更

■令和 2 年 3 月 11 日に世界保健機関が新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言

■今般、令和 6（2024）年 7 月に政府行動計画が抜本改定となったことを受け、令和 7 年 5 月に都行動計画も改訂され、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で記載を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

これを受け、新型コロナウイルス感染症への対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、政府行動計画、都行動計画に合わせ、対策項目をこれまでの 8 項目から 13 項目に拡充し、記載の充実を図る。



第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。
なお、本行動計画は、予防計画との整合性の確保を図っている。

2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

3 計画の基本的な考え方

（1）政府行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。

（2）国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業所及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。

（3）区の地理的な条件、発達した交通網、周辺部からの通勤通学者の流入、国内・国外からの旅行者の往来等の社会状況、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指す。

4 計画の推進

本計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区は平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

第2章 対策の目的等

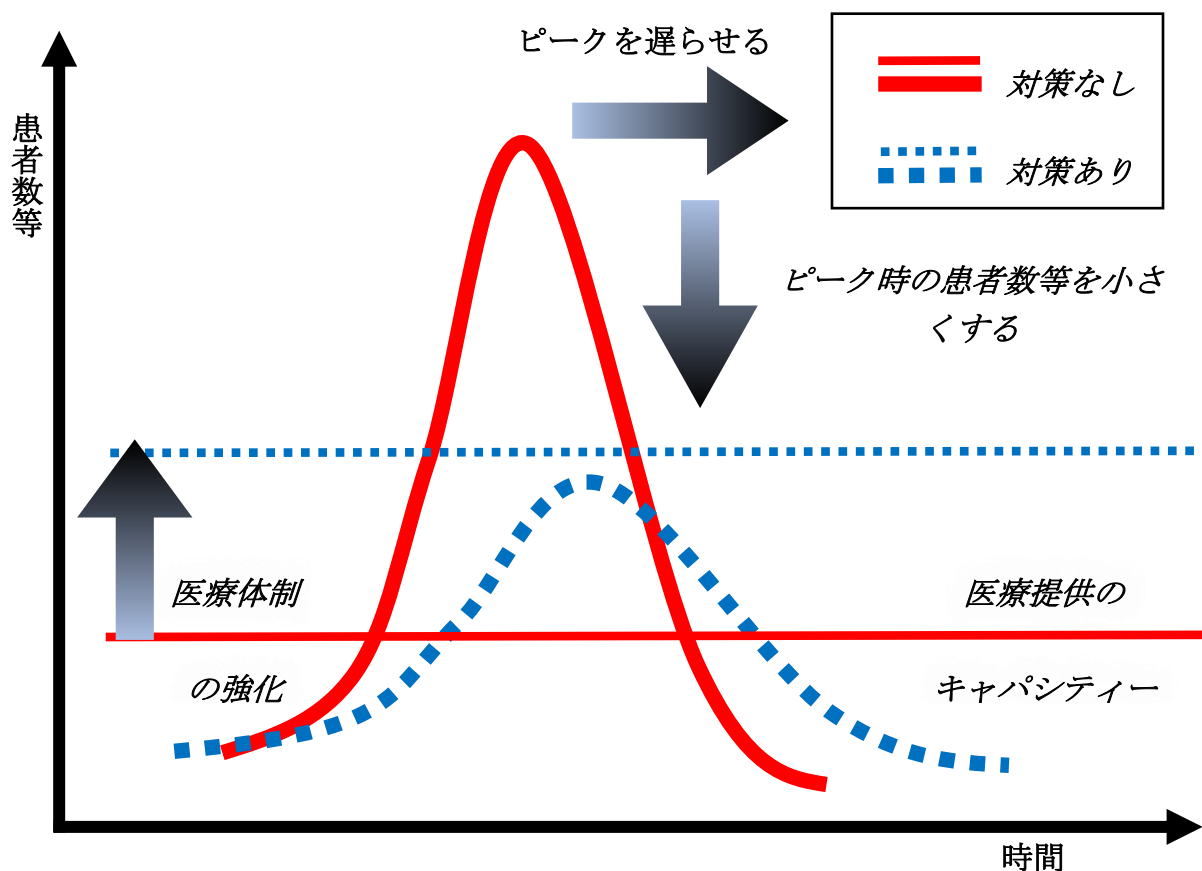
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らしていく。

〈対策の概念図〉



2 区民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による区民生活及び区民経済への影響を軽減する。
- (2) 区民生活及び区民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染防止策等により、欠勤者数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第2節 対策実施上の留意点

第2節 対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生段階やその準備段階に、特措法やその他の法令、国が定める基本的対処方針や都行動計画又は本行動計画に基づき、国、都、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（１）～（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、感染症有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（５）DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と都と区との連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第2節 対策実施上の留意点

なお、D Xの推進に当たっては、AI(人工知能)技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、区民生活及び区民経済への影響を軽減させるとともに、区民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、区民の生命及び健康の保護と区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と区民生活及び区民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける区民や事業者を含め、区民生活や区民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、都と連携のもと適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第2節 対策実施上の留意点

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国の方針を踏まえながら必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 区民等の理解や協力を求めるための情報提供・共有

対策に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及させ、子どもを含めた様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、区民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける区民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、区民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、区民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても区民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、都対策本部及び区対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

区は、必要があると認めるときは、都に対し特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請し、都は、九都県市（都並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）でも、連携した取組を実施する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

区は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を行い、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、区は、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

区は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、各主体一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、医療の提供や区民生活及び区民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

4 区

区は、区民に最も近い行政単位であり、区民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う区民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置区である本区は、感染症法においては、まん延防止に關し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、区が設置する保健所や地方衛生研究所等の対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区市間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

都と区は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

区民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

9 区民

区民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3章 発生段階の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制整備状況や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の把握、区民に対する啓発や区・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期（B, C-1, C-2, D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

＜発生段階及び各段階の概要＞

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	ー	発生前の段階	・区民に対する啓発や区・関係機関による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	・政府対策本部の設置後、区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染症等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

※「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」より出典（一部修正）

第4章 対策項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。」こと及び「区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬区民生活及び区民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は区民の生命と健康、区民生活及び区民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて、対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民生活及び区民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や感染症有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、区民生活及び区民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。

こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報

を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、区民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容が検討され、実施される。また、検疫所は、施設が所在する地方公共団体（都道府県及び保健所設置区市）とも平時から緊密に連携を図り、検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策が実施される必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われることが重要である。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、区民生活及び区民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげること

が重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び区は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、区においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、

医療の提供を滞りなく継続するために、都は平時から、予防計画及び医療計画に基づき、感染症有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、都や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施され

る必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、区市町村の区域を越えたまん延の防止に向けては、都は新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から東京都感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講じていく。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、江戸川保健所及び保健衛生研究センターは、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から区に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

江戸川保健所及び保健衛生研究センターは、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。

区は、新型インフルエンザ等の発生時に感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、必要に応じて都とともに感染対策物資等の生産要請等を行うよう国に働きかけるなど、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬ 区民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民生活及び区民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び区民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や区民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1－1. 行動計画の見直し

区は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画を見直していく。【危機管理部、健康部、各部】

1－2. 実践的な訓練の実施

区は、行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【危機管理部、健康部、各部】

1－3. 体制整備・強化

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国おける取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。【危機管理部、健康部、各部】
- ② 区は、区行動計画を作成・変更する。区は、区行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【危機管理部、健康部、各部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、職員等の養成等を行う。国や国立健康危機管理研究機構、都の研修等を積極的に活

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や保健衛生研究センター等の人材の確保や育成に努める。【危機管理部、健康部、各部】

1－4. 関係機関の連携強化

- ① 区は、都と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。また、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【健康部、危機管理部、各部】
- ② 区は、感染症法に基づき、都が組織する保健所設置区市、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等により構成される東京都感染症対策連携協議会を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本方針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。【健康部】

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて江戸川区新型インフルエンザ等情報連絡会を開催し、区及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1. 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

国が国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあると判断した場合には、区は情報共有会議を開催し、把握した情報を、速やかに関係部や関係機関と共有し、区の初動対応について検討を行う。【危機管理部、健康部】

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を設置した場合や都が都対策本部を設置した場合において、区は、必要に応じて、江戸川区新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく対策本部（事務局：危機管理部）を設置する。対策本部を設置した場合は、都と連携・協力しながら、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

また、必要に応じて情報連絡会議を開催し、危機情報の連絡及び共有を行うとともに、危機に対処するための対応策の検討を行う。

【健康部、危機管理部】

② 区は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総務部、危機管理部、健康部】

③ 区は、国が政府行動計画に基づいて基本方針を決定し、公示した場合には、これに基づき、新型インフルエンザ等対策を都や関係機関と連携し、的確かつ迅速に対応実施する。【健康部、危機管理部】

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

区は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【危機管理部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに区民生活及び区民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1. 基本となる実施体制の在り方

区対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 区は、国が定める基本的対処方針及び国立健康危機管理研究機構から提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、区民生活や区民経済に関する情報等に基づき、リスク評価を踏まえて、都と連携して地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ対策を実施する。【健康部、危機管理部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【総務部、各部】

3-1-2. 都による総合調整

- ① 都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- ② 都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、区市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。合わせて、都は、新型インフルエンザ等の発生を予防

し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると求めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。

3-1-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 区は、新型インフルエンザ等のまん延により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【総務部、危機管理部、健康部】
- ② 区は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。【危機管理部、健康部】

3-1-4. 必要な財政上の措置

区は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【危機管理部、健康部、経営企画部】

3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続き等については、以下のとおりとする。

3-2-1. まん延防止等重点措置の公示

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県から要請等を踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

3-2-2. 緊急事態宣言の手続

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいい、以下「緊急事態宣言」という）は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

3-2-3. 特措法に基づく区対策本部の設置

区は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく区対策本部を設置する。区は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

【危機管理部、健康部】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比して概ね同程度以下であることが明らかになったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。

3-3-2. 区対策本部の廃止

区は、政府対策本部及び都対策本部が廃止されたときは、遅滞なく区対策本部を廃止する。【危機管理部、健康部】

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

【目的】

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、区民生活及び区民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

1－1. 実施体制

- ① 区は、平時から WHO、厚生労働省、国立感染症危機管理研究機構、検疫所、東京都健康安全研究センター等から国内外の情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備する。【健康部】
- ② 区は、国から提供された情報収集・分析結果について、必要に応じて関係機関に速やかに提供する。【健康部】
- ③ 区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【健康部】
- ④ 区は、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。【各部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報収集・分析

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

2-1. 実施体制

- ① 保健所は、WHO、厚生労働省、国立感染症危機管理研究機構、検疫所、東京都健康安全研究センター等から国内外の感染症発生状況に関する情報を収集・分析し、その結果を情報共有会議等で共有する。

【健康部、危機管理部】

- ② 保健所は、区内における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や区医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【健康部】

2-2. リスク評価

- ① 区は、国や都、国立健康危機管理研究機構が行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【健康部】
- ② 区は、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が区民生活及び区民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。【危機管理部、健康部】

2-3. 情報収集・分析から得られた情報の共有

区は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。区は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

【広報部、健康部】

第3節 対応期

【目的】

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と区民生活及び区民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

3-1. 実施体制

区は、保健所を中心に、WHO、厚生労働省、国立感染症危機管理研究機構、検疫所、東京都健康安全研究センター等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を区対策本部や情報連絡会議等で共有するとともに、区民や医療機関等へ幅広く提供する。

【健康部、危機管理部】

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

① 区は、国や都及び国立感染症危機管理研究機構と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、区内での発生状況、臨床像に関する情報等について分析し、包括的なリスク評価を行う。【健康部】

② 区は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。【各部】

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

① 区は、区内における感染が拡大した際に、まん延防止重点措置や緊急事態措置を要請する場合に備え、区民生活及び区民経済に関する分析を

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報収集・分析

第3節 対応期

強化し、感染症危機が区民生活及び区民経済等に及ぼす影響を把握する。

【各部】

- ② 区は、都と連携の上、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、区内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。

【健康部】

3－3. 情報収集・分析から得られた情報の公表

区は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

【広報部、健康部】

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

【目的】

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区においては、区内における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を都と連携して評価することが大切である。そのためには、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

このため、平時からあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

1－1. 実施体制

- ① 区は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。【健康部】
- ② 区は、感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）等を活用し、迅速かつ的確な情報収集・分析を行う。【健康部】

1－2. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 区は、平時から、季節性インフルエンザに関する患者発生サーベイランス、病原体サーベイランス、集団発生時報告、入院サーベイランス、クラスターサーベイランス等各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。【健康部】
- ② 区は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、国や都等と連携

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【健康部】

- ③ 区は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイランス等による新型インフルエンザの早期探知の運用の習熟を行う。

【健康部】

1-3. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

区は、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の提出を促進する。【健康部】

1-4. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

【広報部、健康部】

第2節 初動期

【目的】

初動期において、区は、区内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、国や都及び関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2-1. 実施体制

新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要となる。また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知することが重要である。このため、平時において通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

【健康部】

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

① 区は、国や都と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

また、感染症の特徴（感染経路等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院患者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事のサーベイランスを開始する。【健康部】

② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【広報部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第3章 サーベイランス

第2節 初動期

2-2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、国や都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康部】

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

区は、国や都と連携し、感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

【広報部、危機管理部、健康部】

第3節 対応期

【目的】

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

3-1. 実施体制

区は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

また、国の方針や新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。【健康部】

3-2. 有事の感染症サーベイランスの実施

区は、国や都と連携し、都内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。

このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。

区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第3章 サーベイランス

第3節 対応期

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

区は、国や都と連携し、感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて区民等に分かりやすく情報を提供する。【広報部、危機管理部、健康部】

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、区民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、区民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた区民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有について

区は、平時から、国や都と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、区民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部署等

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場を始め、子どもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。【広報部、危機管理部、福祉部、教育委員会、子ども家庭部、健康部、教育委員会】

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、間者が受信行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【広報部、危機管理部、健康部】

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

区は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更に SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等を踏まえつつ、区民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

【広報部、危機管理部、健康部】

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等.

区は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

区は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて区民等への情報提供・共有する内容について整理する。また、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【広報部、危機管理部、健康部】

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

区は、新型インフルエンザ等発生時に、区民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置できるよう準備を進める。【危機管理部、健康部】

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、区民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について、情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 区は、区民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【広報部、危機管理部、健康部】
- ② 区は情報を一元的に管理し、区民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局等の情報について、必要に応じて、区ホームページ等に集約し、総覧できるようにする。【広報部、危機管理部、健康部】
- ③ 区は、学校や社会福祉施設等に情報提供・共有する。
【福祉部、教育委員会】
- ④ 区は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、都と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
【広報部、危機管理部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第2節 初動期

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 区は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションに努める。

【広報部、危機管理部、健康部】

- ② 区は、国から提供されたQ&Aをホームページなどへ掲載するとともに、コールセンター等を速やかに設置する。

【広報部、危機管理部、健康部】

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、適切に区民等に情報提供・共有する。

【広報部、危機管理部、健康部】

- ② 区は、国や都と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

【広報部、危機管理部、健康部】

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、区は、区民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する区民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 区は、区民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【広報部、危機管理部、健康部】
- ② 区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。【広報部、危機管理部、福祉部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

- ③ 区は情報を一元的に管理し、区民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局等の情報について、必要に応じて、区ホームページ等を集約し、総覧できるようにする。【広報部、危機管理部、健康部】
- ④ 区は、学校や社会福祉施設等に情報提供・共有する。
【福祉部、教育委員会】
- ⑤ 区は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、都と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
【広報部、危機管理部、健康部】

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、区は、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【危機管理部、健康部】
- ② 区は、国や都から提供されたQ&Aをホームページに掲載するとともに、コールセンター等を継続して運営する。【危機管理部、健康部】

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、適切に区民等に情報提供・共有する。
【広報部、危機管理部、健康部】
- ② 区は、国や都と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。
【広報部、危機管理部、健康部】

3-2. リスク評価に基づく方針の決定

区は、病原性の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が明らかになった状況に応じて、以下の通り対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、区民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感受性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

【広報部、危機管理部、健康部】

- ② 感染に対する区民等の不満が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、区は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、都が都民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める場合はそれらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても、可能な限り科学的根拠に基づいてわかりやすく説明を行う。

【広報部、危機管理部、健康部】

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、区民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従来からの変更点や変更理由等を含め、わかりやすく説明を行う。

【広報部、危機管理部、健康部】

3-2-2-2. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や区民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

【広報部、危機管理部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等によらない免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスクの情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小を行う。

【広報部、危機管理部、健康部】

第5章 水際対策

第1節 準備期

【目的】

平時から国が実施する水際対策における区との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資等の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

また、平時から国や都と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

1－1. 水際対策の実施に関する体制の整備

海外からの感染症の侵入を防ぐため、区は検疫所及び港湾・空港関係機関との情報伝達ルートを確認し、平時からの連携体制の構築を図る。国が実施する水際対策に係る研修や訓練を行うとともに、実施に必要な物資等の確保を行う。【健康部、危機管理部】

1－2. 出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備

区は、国や都と連携し、出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。【危機管理部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第5章 水際対策

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国が実施する水際対策に協力することにより、区内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、区内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

区の感染状況を適宜国に報告し、国や都が実施する水際対策の方針決定のための情報提供を実施する。国や都が水際対策を変更した場合には、速やかに体制を変更する。

2-1. 検疫強化への協力

- ① 区は、検疫所等からの健康監視対象者の情報を入手した場合、都と情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。

【健康部】

- ② 区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対し健康観察を実施する。また、国の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。【健康部】

2-2. 情報提供

区は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合において、国が感染症危険情報を発出した際は、出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。【広報部、危機管理部、健康部】

第3節 対応期

【目的】

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国や都及び関係機関と連携して適切に水際対策を実施する。

3-1. 水際対策の実施

- ① 区は、リスク評価等に基づく、国の水際対策の強化又は緩和等の方針変更について、国や都と連携して対応する。【健康部】
- ② 区は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【健康部、危機管理部】
- ③ 新型インフルエンザ等感染症患者の増加により、区の業務がひっ迫し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要があると認めるときは、感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、区に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を継続するよう国に要請する。【健康部】

3-2. 封じ込めを念頭に対応する時期

3-3. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を継続する。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第1節 準備期

第6章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、区民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、東京は我が国の首都として政治、経済、文化等の中核機能が集中している世界でも有数の大都市であり、新型インフルエンザ等が発生し、都民が免疫を獲得していない段階では、都内において感染が急速に拡大し、区民生活及び区民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について区民や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

区は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の感染症有事の対応等について、平時から理解促進を図る。【広報部、危機管理部、健康部】

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1. 区内でのまん延防止対策の準備

- ① 区は、国や都と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、区は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や都と相互に連携し、適切に対応する。【健康部、危機管理部】

- ② 区は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
【健康部、危機管理部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護する。その際、区民生活及び区民経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、区民生活及び区民経済への影響の軽減を図る。

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策としては、以下のようなものがある。感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況、医療提供体制への負荷の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、区民生活及び区民経済への影響も十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

区は、国や都と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせる。

なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。【健康部】

3-1-1-1. 患者への対応

区は、医療機関での診察、東京都健康安全研究センター等及び民間検査機関等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制や円滑に医療機関等に搬送等が可能な体制を構築する。（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「医療に関するガイドライン」及び「保健に関するガイドライン」参照。）【健康部】

3-1-1-2. 濃厚接触者への対応

区は、新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）の特定を行い、必要に応じ感染症法に基づく健康観察、外出自粛の要請を行う。

なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。【健康部】

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請

区は、国や都と連携し、区民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勘案し、必要に応じ、その徹底を要請する。【広報部、総務部、健康部】

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 事業者に対する要請

区は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。【福祉部、健康部、危機管理部、関係部】

3-1-3-2. 学校等における対応

3-1-3-2-1. 区立学校

- ① 新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康観察、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。【健康部、教育部】
- ② 患者等の集団発生が見られた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。【健康部、教育部】
- ③ 同じ地域から地域内の学校の流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。【健康部、教育部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

3-1-3-2-2. 私立学校

各学校設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

【健康部、教育部】

3-1-3-2-3. 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。【福祉部、健康部】

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。【健康部】

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及び国立健康危機管理研究機構による分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。【健康部】

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の区民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、強度の高いまん延防止対策を講ずる。【健康部】

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。【健康部】

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが早い場合は、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施する。

【健康部】

3-2-2-4. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて区立学校の学級閉鎖・休校等を検討するとともに、都から特措法第45条の2に基づく、学級閉鎖や休校の要請があった場合にはこれに従う。

【福祉部、健康部、教育部】

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及等により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う区民生活や区民経済への影響を勘案しつつ検討を行う。【健康部】

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第1節 準備期

第7章 ワクチン

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1. 研究開発

1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

区は、東京都が支援する大学等の研究機関におけるワクチンの研究開発を必要に応じて協力する。

また、区は、東京都が、研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

【危機管理部、健康部】

1-2. ワクチンの供給体制

1-2-1. ワクチンの供給体制

- ① 区は、ワクチンの円滑な流通を可能にするため、都との連絡調整の方法及び役割分担に都と協議を行う。【健康部】
- ② 区は、実際にワクチンを供給するに当たっては、区内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握しておく。また、区内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【健康部】

1-2-2. 登録事業者の登録に係る周知

区は、特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録を、国が事業者に対し周知を行うことについて、都と連携し必要な協力を行う。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第1節 準備期

【総務部、健康部】

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。【健康部】
- ② 区は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康部】

1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員については、区を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る【総務部、健康部】
- ② 特定接種の対象となり得る区職員については、区が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。【総務部、健康部】

1-4. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることを踏まえ、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、区は、平時から以下のアからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 区は、国や都の協力を得ながら、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。【健康部】

イ 区は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する区市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。【健康部】

ウ 区は、速やかに接種できるよう、区医師会等の医療関係者や学校関係

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第1節 準備期

者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

【健康部】

1－5. 情報提供・共有

区は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、区民等の理解促進を図る。

【広報部、健康部】

1－6. DXの推進

区は、国が構築する接種記録、ワクチンの分配、副反応報告等に係るシステム等を活用し円滑な接種につなげる。【健康部】

第2節 初動期

【目的】

区は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1. 接種体制

2-1-1. 流通させるための体制の構築

区は、区内において特定接種又は住民接種を行う場合に用いるワクチンを円滑に流通させるための体制構築の手順を確認する。【健康部】

2-1-2. 接種体制の準備

区は、都及び国から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。【健康部】

2-1-3. 接種体制の構築

区は、地域の関係者と協力して接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、都が大規模接種会場の設置や職域接種等の区における接種体制を補完する取組の実施に向けた準備を行う場合には、協力する。【健康部】

2-1-4. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

区は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、都と連携して医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。【健康部】

第3節 対応期

【目的】

区は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が区内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1. 供給の管理

- ① 区は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量について検討する。

【健康部】

- ② 区は、国からのワクチンの供給の状況等について都と情報共有を図りながら、区へのワクチン供給量に関して都と調整を行う。【健康部】

3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築

区は、接種に必要なワクチン等を医療機関や接種会場に円滑に流通できる体制を構築する。【健康部】

3-1-3. ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

- ① 区は、ワクチン等の納入量等に関する都との緊密な情報共有に努め、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する納入量の見込や納入時期等について早期に情報提供を行う。【健康部】
- ② 区は、ワクチン等の供給が不足することが見込まれる場合には、都に対し、想定不足数を伝え、国へ製造事業者等に対する生産促進の要請などにより、十分な供給量を確保することを要請する。【健康部】

3-2. 接種体制

- ① 区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関や都と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【健康部】

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

区は、特定接種を実施することを国が決定した場合において、国や都と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【総務部、健康部】

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

3-2-2-2. 予防接種の準備

区は、国や都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の接種体制の準備を行う。【健康部】

3-2-2-3. 予防接種体制の構築

- ① 区は、国からの要請に応じて、全区民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康部】
- ② 区は、接種体制の広域的整備・円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合、関係団体等と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。【健康部】

3-2-2-4. 接種に関する情報提供・共有

区は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。区は、国に対し、接種状況に関する報告を行う。【健康部】

3-2-2-5. 接種体制の拡充

区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて区有施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

【健康部、福祉部、総務部、危機管理部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第3節 対応期

3-2-2-6. 接種記録の管理

区は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康部】

3-3. 情報提供・共有

区は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について区民への周知・共有を行う。【広報部、健康部】

第8章 医療

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき都は、医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、区は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が感染症有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

1-1. 基本的な医療提供体制

区は、都とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、一般医療機関等の多数の施設や関係者機能的に連携させることにより、区民等に対して必要な医療を提供する。下記1-1-1に記載の相談センターを開設する役割を担うとともに、下記1-1-2から1-1-8までに記載した医療機関等と連携させることにより、区民等に対して必要な医療を提供するための体制を確保する。

新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、民間救急事業者等とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備及び訓練を実施する。【健康部】

1-1-1. 相談センター

区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。【健康部】

1-1-2. 感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等

の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受け入れ等に対応する。その後も、感染症指定医療機関は、都内の感染症医療提供体制の中核としての役割を果たす。【健康部】

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【健康部】

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診察する場合を含む。）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯の情報を住民に周知し、又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【健康部】

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行う。【健康部】

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等から回復後引き続き入院が必要な患者の転院受入や新型インフルエンザ等患者以外の患者の受け入れを行う。【健康部】

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、感染拡大期等の医療人材が不足する際には、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

【健康部】

1-1-8. 一般医療機関

- ① 都及び保健所設置区市は、東京都医師会等の医療関係団体等と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。【健康部】
- ② 感染症指定医療機関や協定締結医療機関以外の一般医療機関においても、国及び都、保健所設置区市、東京都医師会等の医療関係団体等からの情報を積極的に活用し、地域の感染状況等に応じて、感染症の診療並びに感染拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。【健康部】

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
- ② 区は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。

【健康部、危機管理部】

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

区は、区医師会や区内医療機関等と連携し、感染症や感染対策に関する研修や訓練の実施等を通じて、区内医療機関における感染対策の全体的な底上げを図る。【健康部】

1-4. 東京都感染症対策連携協議会等の活用

区は、新型インフルエンザ等が発生した際に迅速に必要な対応ができるよう、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、都及び医療機関、保健所、消

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第8章 医療

第1節 準備期

防機関、高齢者施設等との連携を図る。【健康部】

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から区民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図る。また、国等から提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。さらに、区は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、区内の医療機関や区民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、区民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

2-1. 医療提供体制の確保等

- ① 区は、国からの要請を受けて、地域の医療体制や医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【健康部】
- ② 区は、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、保健衛生研究センターにおける検査体制を速やかに整備する。【健康部】
- ③ 区は、準備期に構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【健康部】

2-2. 相談センターの整備

- ① 区は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行うとともに、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、区民等に周知を行う。【健康部】
- ② 区は、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関等を案内するなど受診につなげるよう周知する。【健康部】

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、区は、都や医療機関等と連携し、初動期に引き続き、国及び国立健康危機管理研究機構等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 区は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等での移動手段を確保する。また、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。

【広報部、健康部】

- ② 区は、都と連携し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【広報部、健康部】

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第8章 医療

第3節 対応期

3-2-1-2. 相談センターの強化

区は、国からの要請を踏まえ、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談に対応するとともに、感染したおそれのある者を速やかに発熱外来の受診につなげる、相談センターの強化を行い、このことを区民等に周知する。

【広報部、健康部】

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

① 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】

② 区は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。【健康部】

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記「3-2-1-2 相談センターの強化」の取組を継続して行う。

【健康部】

3-2-3. ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期

相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するとともに、都と連携して区民等に対して周知する。【広報部、健康部】

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、区は、国の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【健康部】

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。有効な治療薬の確保及び治療法の情報を、速やかに医療機関に提供することが重要である。

国は新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに治療薬を治療法とともに提供できるための準備を行うこととしており、区は必要に応じて協力する。

1－1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等感染症の患者の診療を行う医療機関等が、有効な治療薬・治療法に関する情報を早期に入手し、また、活用できるよう、平時から感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認する。

また、医療機関等の関係機関に対し、感染症に関する治療薬・治療法等の最新情報を提供し、新型インフルエンザ等発生時に向け、関係機関との連携を強化する。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第9章 治療薬・治療法

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行う。

2-1. 医療機関及び区民等への情報提供・共有

区は、国及び国立健康危機管理研究機構等の関連機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、都と連携して、最新の科学的知見に基づく治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対し迅速に提供・共有する。【健康部】

2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

区は、都や国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等へ移送する。【健康部】

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、引き続き、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行う。

3－1. 医療機関等及び区民等への情報提供・共有

区は、引き続き、国及び国立健康危機管理研究機構等の関連機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、都と連携して、医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対し迅速に提供する。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第10章 検査

第1節 準備期

第10章 検査

第1節 準備期

【目的】

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査(迅速検査キット)等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。

なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、国は、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法の基準を定め、区は、国の定めた基準を踏まえ、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、感染拡大時にあっても必要な検査体制を確保するための取組を一体的に進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、感染症有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適宜、予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。検査体制の整備に当たっては、保健衛生研究センター、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等が協力し、体制構築に向けた準備を進める必要がある。

1－1. 検査体制の整備

- ① 区は、予防計画に基づき、平時から保健衛生研究センターにおける検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持するほか、検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。【健康部】
- ② 区は、有事において検査を円滑に実施するため、検査採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。【健康部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ効率的に検査ができるよう、東京都感染症対策連携協議会等を活用して、平時から検体搬送体制等を確認する。【健康部】

1－2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 区は、保健衛生研究センターにおいて、平時からの検査試薬等の備蓄や、検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練を行う。新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者からの相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を想定した訓練を実施する。【健康部】
- ② 区は、有事において検査を円滑に実施するため、都及び都立墨東病院、区東部ブロックの保健所等と連携し、訓練を行う。【健康部】
- ③ 区は、区医師会や区内医療機関と連携して、有事の際の検体確保や搬送について、研修や訓練を通じて確認する。【健康部】

1－3. 研究開発に関する関係機関等との連携

区は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第10章 検査

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時において、区は、都や国及び国立健康危機管理研究機構等と緊密に情報共有を図りながら迅速に検査方法を確立し、区における検査体制を整備する。

区内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2-1. 検査体制の整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、保健衛生研究センター等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。【健康部】
- ② 区は、予防計画に基づき、保健衛生研究センターにおける検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。【健康部】

2-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康部】

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

3-1. 検査体制

- ① 区は、予防計画に基づき、保健衛生研究センターにおける検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。また、感染状況や業務負荷等を踏まえ、保健衛生研究センターにおける人員体制や検査体制の見直しを適時適切に行う。

【健康部】

- ② 流行初期は、東京都健康安全研究センターに加え、感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が順次対応する。また、医療提供体制を補完するため、地域の実情に応じて地区医師会等が地域・外来検査センター（PCR センター）を設置するなど、各地域における必要な検査体制を構築する。流行初期以降は、これらに加え、公的医療機関、特定機能病院及び地域医療支援病院等が中心となり、段階的に、検査能力を有する全ての協定締結医療機関で対応する。【健康部】

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康部】

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

区は、区民生活・区民経済との両立を目的とする検査の利活用について、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や、地域における当該検査の実施ニーズ等を考慮しながら区内における検査体制の見直しを行う。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第10章 検査

第3節 対応期

3-4. 医療機関の検査目的の受診集中回避

新型インフルエンザ等の発生時において、医療機関への検査目的による受診集中を緩和する取組は重要であることから、医療機関による検査キットの確保に支障をきたさないよう配慮しつつ、国や都及び関係機関と連携を図り、行政による検査キットの配布等の取組について、柔軟に対応していく。【健康部】

第11章 保健

1 準備期

【目的】

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、保健衛生研究センター等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

区は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染症有事に保健所や保健衛生研究センター等がその機能を果たすことができるようにする。その際、本庁と保健所等との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、都との役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や区民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、感染症有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1. 人材の確保

- ① 区は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、医師、保健師等の専門職の計画的確保や保健所職員への研修等を実施する。
- ② 区は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【健康部】

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 区は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【健康部】

- ② 区は、保健衛生研究センター等による検査体制の確保を行う。

【健康部】

- ③ 区は、保健所業務及び保健衛生研究センター業務に関する業務継続画を策定する。なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における区及び保健所、保健衛生研究センター等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【健康部】

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 区は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や保健衛生研究センター等の人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【健康部】
- ③ 区は、保健所や保健衛生研究センター等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。また、区長等が出席する対策本部設置訓練について、年1回を基本として実施する。【健康部、危機管理部】

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会や江戸川区新型インフルエンザ等連絡会等を活用し、平時から保健所や保健衛生研究センター等のみならず、区内の消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、東京都感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、区は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、区が作成する区行動計画、都が作成する医療計画及び予防計画、並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び保健衛生研究センター等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感

受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、区は、他の区市町村、都が協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【危機管理部、健康部】

1-4. 保健所及び保健衛生研究センター等の体制整備

- ① 区は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や保健衛生研究センター等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や他の区市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。【健康部】
- ② 区は、予防計画において、保健所及び保健衛生研究センター等の体制整備に関する事項として、病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項、感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項等を記載し、数値目標として、検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数、保健所職員等の研修・訓練回数、保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能な IHEAT 要員の確保数（IHEAT 研修受講者数）を記載する。【健康部】
- ③ 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT 活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。
また、訓練結果の評価を踏まえて健康危機対処計画の見直しを行うとともに、保健所の感染症有事体制を構成する人員については、平時から対象人員のリストを作成しておき、定期的に点検・更新を行う。【健康部】
- ④ 保健衛生研究センター等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、国立健康危機管理研究機構等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。【健康部】

- ⑤ 保健衛生研究センター等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国が国立健康危機管理研究機構と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し検査体制の維持に努める。

【健康部】

- ⑥ 保健衛生研究センター等は、平時から保健所等と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。

【健康部】

- ⑦ 区は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【健康部】

- ⑧ 区は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【健康部】

- ⑨ 区は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【健康部】

- ⑩ 区は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

【健康部】

1-5. DXの推進

区は、国と連携した訓練を通じ、感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を有事に効率的に運用できるよう準備する。【健康部】

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、国や都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、区民に対して情報提供・共有を行う。また、区民への情報提供・共有方法や、区民向けのコールセンター等の設置を始めとした区民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の区民への情報提供・共有するための体制構築を図る。

【広報部、危機管理部、健康部】

- ② 区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である区民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、区民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

【広報部、危機管理部、健康部】

- ③ 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

【広報部、危機管理部、健康部】

- ④ 区は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

【広報部、危機管理部、健康部】

- ⑤ 保健所は、保健衛生研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【広報部、危機管理部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

初動期は区民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

区が定める予防計画並びに江戸川保健所及び保健衛生研究センターが定める健康危機対処計画等に基づき、江戸川保健所及び保健衛生研究センター等が、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、区民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 区は、国からの要請や助言を踏まえ、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び保健衛生研究センター等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行う。【健康部】
 - （ア）医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）
 - （イ）積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握
 - （ウ）IHEAT要員に対する区内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
 - （エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
 - （オ）保健衛生研究センター等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備
- ② 区は、国からの要請や助言を踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び保健衛生研究センター等の感染症有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。
また、区の本庁からの応援職員の派遣、都や区市町村に対する応援派遣

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第2節 初動期

要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【健康部】

- ③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都及び区の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【健康部】
- ④ 区は、国立健康危機管理研究機構による保健衛生研究センター等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【健康部】
- ⑤ 保健衛生研究センターは、健康危機対処計画に基づき、都及び区の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、国立健康危機管理研究機構等と連携して感染症の情報収集に努める。【健康部】
- ⑥ 区は、国や国立健康危機管理研究機構が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。
【健康部】

2-2. 区民への情報提供・共有の開始

- ① 区は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等から相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関への受診につなげる相談センターの整備を速やかに行い、区民等に周知する。
【広報部、健康部】
- ② 区は、都や国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の区民への周知、Q&Aの公表、区民向けのコールセンター等の設置等を通じて、区民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【広報部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第2節 初動期

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に区内で感染が確認された場合の対応

- ① 保健所は、新型インフルエンザ等により患した又は患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。

【健康部】

- ② 保健所は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生前に管内で感染が疑われる者が発生したことを把握した場合は、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【健康部】

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、区が定める予防計画並びに保健所及び保健衛生研究センター等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び保健衛生研究センター等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1. 有事体制への移行

- ① 区は、本庁からの応援職員の派遣、区に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、保健衛生研究センター等の検査体制を速やかに立ち上げる。【健康部】
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、都が、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等を行うため、区はこれに協力する。また、国や都と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援を行う。【健康部】
- ③ 区は、国や国立健康危機管理研究機構が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。
【健康部】

3-2. 主な対応業務の実施

区、都、保健所及び保健衛生研究センター等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、他の区市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。【危機管理部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

3-2-1. 相談対応

- ① 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行うことを検討する。【健康部】
- ② 区は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、区民等に広く周知する。【広報部、健康部】

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 区は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、保健衛生研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。【健康部】
- ② 保健衛生研究センター等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、保健衛生研究センターは、国立健康危機管理研究機構との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、国立健康危機管理研究機構への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都及び区の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。
【健康部】
- ③ 区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【健康部】

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 区は、感染源の推定（積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、国立健康危機管理研究機構が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。【健康部】
- ② 区は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

一) への対策等を行うに当たって、必要に応じて、都の実地疫学調査チーム等への派遣や相談、及び国立健康危機管理研究機構や都に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。【健康部】

- ③ 区は、都と連携し、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【健康部】

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。【健康部】
- ② 入院先医療機関への移送に際しては、準備期において都道府県連携協議会等を通じて事前に協議を締結した内容等に基づき、都及び区は関係機関（民間救急事業者等）による移送の協力を依頼する。【健康部】
- ③ 都は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置区市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（入院調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行うので、区はこれに協力する。【健康部】
- ④ 都は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請するので、区はこれに協力する。
【健康部】
- ⑤ 都は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用するので、区はこれに協力する。
【健康部】
- ⑥ 保健所は、入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合してい

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

るかどうかの確認を速やかに行う。【健康部】

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【健康部】
- ② 区は、必要に応じ、都と連携して、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。【健康部】
- ③ 区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【健康部】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等患者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムを活用して行う場合は、症状が急変した時に速やかに医療機関での受診が可能となるよう、あらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。【健康部】
- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床使用率等を勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした時は、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、必要に応じて架電等を通じて、直接健康状態を確認できるようにしておく。【健康部】

3-2-6. 健康監視

- ① 区は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等感染者の患者が増加し、区の業務がひっ迫するなど健康監視の実施が困難な場合には、国に対し、区に代わって健康監視の実施を要請する。【健康部】

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関す

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

る情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、区民等の理解を深めるため、区民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【広報部、危機管理部、健康部】

- ② 区は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知、広報等を行う。

【広報部、危機管理部、福祉部、健康部】

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 区は、流行開始を目途に有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び保健衛生研究センター等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。

また、区は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、他の区市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。【健康部】

- ② 区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や都での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び保健衛生研究センター等における業務の効率化を推進する。【健康部】
- ③ 区は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【健康部】
- ④ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【健康部】
- ⑤ 区は、国や国立健康危機管理研究機構が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

【健康部】

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、保健衛生研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。【健康部】
- ② 保健衛生研究センター等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

する。【健康部】

- ③ 区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【健康部】

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 区は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、他の区市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。【健康部】
- ② 区は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託のほか、都での業務の一元化等による業務効率化を進める。【健康部】
- ③ 区は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や保健所及び保健衛生研究センター等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や保健衛生研究センター等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。
【健康部】
- ④ 区は、自宅療養の実施に当たっては、都と連携し、準備期に整備した食事の提供等生活支援の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。
【健康部】

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

保健衛生研究センターは、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、都及び区の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。【健康部】

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び保健衛生研究センター等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、区民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。【広報部、危機管理部、健康部】

第12章 物資

第1節 準備期

【目的】

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の保健所業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、区は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 区は、政府行動計画を踏まえ、区行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危機管理部、健康部】

- ② 消防機関は、国及び東京都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【危機管理部、健康部、関係部署】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第12章 物資

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、検査検体の採取、患者搬送等の保健所業務が滞り、区民の生命及び健康の影響が生じることを防ぐため、区は有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

区は、区行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。

【危機管理部、健康部】

第3節 対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、検査検体の採取、患者搬送等の保健所業務が滞り、区民の生命及び健康の影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、区は有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

区は、行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。必要な物資及び資材が不足するときは、都等に行政備蓄からの供出を要請する等の対応を行う。【危機管理部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第1節 準備期

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により区民生活及び区民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。区は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や区民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に区民生活及び区民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1. 情報共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、所管する業界団体等関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

【各部】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

【広報部、危機管理部、関係部】

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 教育及び学びの継続に関する体制整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリット学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。【教育部】

1-3-2. 物資及び資材の備蓄

① 区は、区行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第1節 準備期

需品等を備蓄する。【危機管理部、健康部】

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

【危機管理部、健康部】

- ② 区は、事業者や区民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【危機管理部、健康部】

1-3-3. 生活支援を要する者への支援等の準備

区は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【福祉部、危機管理部、健康部】

1-3-4. 火葬能力の把握、火葬体制の整備

区は、国や都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。【福祉部、文化共育部、危機管理部、健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や区民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、区民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国や都の情報や発生状況、区の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、区民生活及び区民経済の安定を確保する。

2-1. 事業継続に向けた準備

区は、国や都と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状の見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議の活用、テレワークや時差出勤等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【生活振興部、危機管理部、総務部、健康部、各部】

2-2. 区民生活への配慮

- ① 区は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。【総務部】
- ② 区は、区立・区営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び区が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延長の検討を行う。
【生活振興部、危機管理部、文化共育部、健康部】

2-3. 生活関連物資等の安定供給に関する区民等及び事業者への呼び掛け

区は、国や都と連携して、区民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しな

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第2節 初動期

いよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないように要請する。

【生活振興部】

2-4. 遺体の火葬・安置

- ① 区は、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、区内の瑞江葬儀所を管理する東京都に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。【危機管理部、健康部】
- ② 区は、国や都からの要請を受けて、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運営準備を行う。

【福祉部、文化共育部、危機管理部、健康部、総務部】

2-5. その他必要な施策の準備

区は、国や都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。

【環境部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第3節 対応期

第3節 対応期

【目的】

準備期での対応を基に、区民生活及び区民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、区民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、区民生活及び区民経済の安定の確保に努める。

3-1. 区民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

【健康部、福祉部、子ども家庭部、危機管理部】

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

区は、都や国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【福祉部、危機管理部、健康部】

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

区は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育部】

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 区は、都と連携し、区民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【生活振興部、危機管理部、関係部署】

② 区は、都と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第3節 対応期

の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【生活振興部、危機管理部】

- ③ 区は、都と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、区行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【生活振興部、危機管理部】
- ④ 区は、都と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【生活振興部、危機管理部】

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 区は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ② 区は、都からの要請に基づき、死亡者数の増加により、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【福祉部、文化共育部、危機管理部、総務部】
- ③ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該区市町村以外の区市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。
- ④ 区は、「埋葬許可書」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋葬許可書」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。
- ⑤ 区は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

【生活振興部、危機管理部、総務部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第3節 対応期

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

- ① 区は、国や都と連携して、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策の実施を要請する。

【生活振興部、危機管理部、総務部】

- ② 区は、都と連携して、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、区民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【生活振興部、各部】

3-2-2. 区民生活及び区民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 区は、国や都と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた区民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【福祉部、各部】

- ② 区は、国から行政手続き上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。【各部】

3-2-3. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

区は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。【土木部、危機管理部、健康部、関係部署】

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

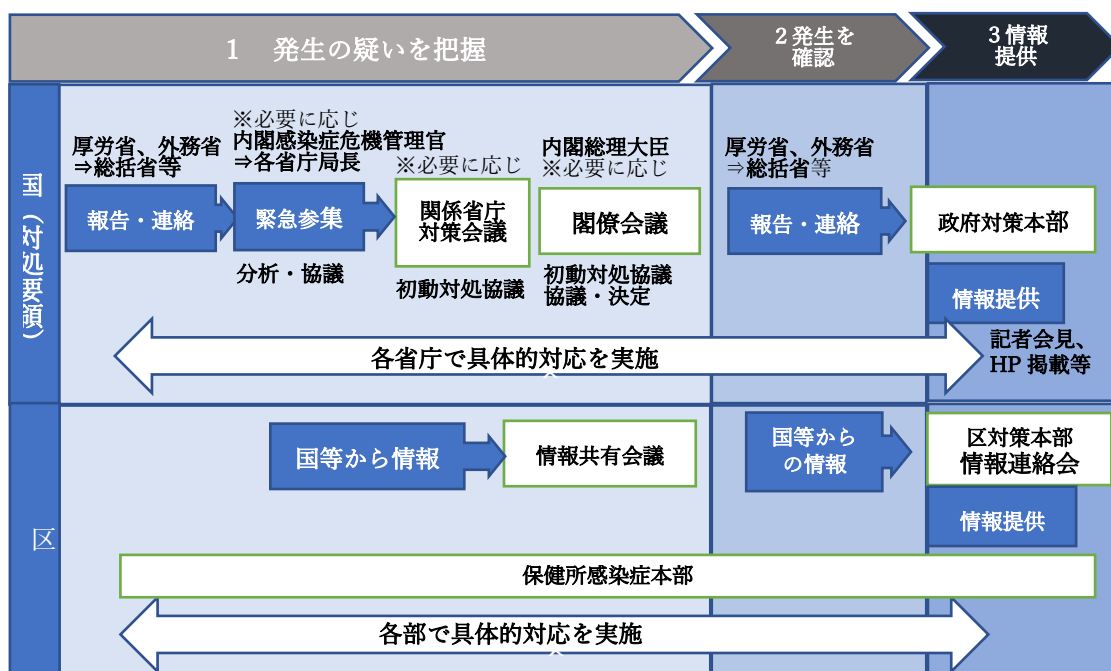
第1章 区における危機管理体制

1. 区の初動対応

区は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都及び関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに区一体となった初動体制を立ち上げる。区は、区民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対応要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対応方針に基づき都対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。

新型インフルエンザ等発生時における初動対応について

〈国及び区の初動体制の概要〉



2. 区対策本部の概要

特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置されたときは、区においても、直ちに区対策本部を設置する。このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を江戸川区新型インフルエンザ等対策本

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

部条例及び江戸川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定により、全庁を挙げた実施体制を整備している。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、必要に応じて、江戸川区対策本部長は、都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請をする。

3. 区対策本部の構成

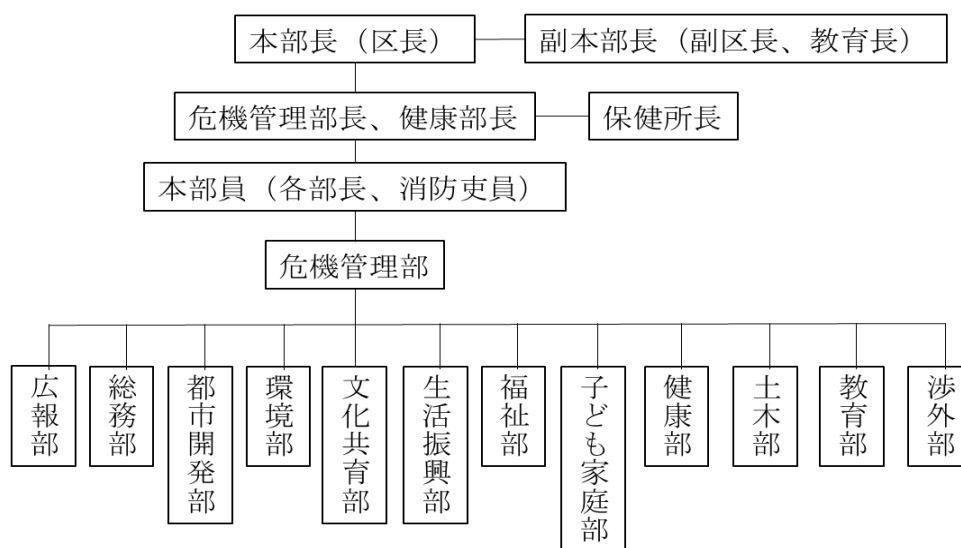
ア 組織及び職員

- ・本部長は区長をもって充て、本部の事務と総括する。
- ・副本部長は、担任に係る副区長、他の副区長及び教育委員会教育長をもって充て、本部長を助け、本部の事務を整理する。
- ・本部員は、危機管理部長、経営企画部長、SDGs推進部長、新庁舎・施設整備部長、総務部長、都市開発部長、環境部長、文化共育部長、生活振興部長、産業経済部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、江戸川保健所長、土木部長、区議会事務局長、教育推進課長及び区を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・本部長は必要があると認めたときは、職員のうちから本部員を指名する。

イ 区対策本部

- ・本部長は必要に応じて本部の会議を招集する。

〈区対策本部の構成〉



第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

4. 区対策本部各部署の分掌事務

危機管理部 経営企画部 危機管理部 総務部 健康部	1 区新型インフルエンザ等対策本部に関する事 2 各部連携調整会議に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 国、東京都および他自治体との連携（他部に係るものを除く）に関する事 5 情報等の収集および提供に関する事 6 社会活動及び事業活動の自粛要請等に関する事 7 受援対策に関する事 8 予算その他財務に関する事 9 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関する事 10 人材の育成に関する事 11 その他特命に関する事
広報部 SDGs推進部	1 新型インフルエンザ等に関する広報・広聴に関する事 2 報道機関の対応に関する事
総務部 総務部 会計課	1 庁舎の入庁管理に関する事 2 職員の特定接種に関する事 3 職員の動員及び給与に関する事 4 職員の感染予防に関する事 5 他部に属さない事 6 他部の応援に関する事
都市開発部 都市開発部 新庁舎・施設整備部	1 公共交通機関事業者等の連絡調整に関する事 2 他部の応援に関する事
環境部 環境部	1 区民生活の安全、安心に関する事 2 ごみ・資源の排出抑制に関する事 3 他部の応援に関する事
文化共育部 文化共育部	1 集会等の自粛・施設の使用制限に関する事 2 遺体の取り扱い（施設）に関する事 3 他部の応援に関する事
生活振興部 生活振興部 産業経済部	1 町会・自治会を通じた情報提供に関する事 2 集会等の自粛・施設の使用制限に関する事 3 企業の事業活動の自粛等（他部に係るものを除く）に関する事 4 食料および生活必需品の安定供給等に関する事 5 中小企業、農業団体の対策に関する事 6 他部の応援に関する事

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

福祉部 福祉部	1 社会福祉施設等における感染予防に関すること 2 高齢者・障害者等、要援護者の支援に関すること 3 遺体の取り扱いに関すること 4 他部の応援に関すること
子ども家庭部 子ども家庭部	1 保育園・幼稚園等における感染予防に関すること 2 他部の応援に関すること
健康部 健康部 保健所	1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること 2 新型インフルエンザ等の感染予防等の広報（他部に係るものを除く）に関すること 3 区民、医療機関からの相談（保健医療に限る）に関すること 4 感染症法（積極的疫学調査等）に関すること 5 検査に関すること 6 患者移送に関すること 7 外来医療、入院医療等の医療体制に関すること 8 区民へのワクチン接種に関すること 9 抗インフルエンザ薬等医薬品、資器材の確保、使用に関すること 10 国、東京都および他自治体との連携（保健医療に限る）に関すること 11 新型インフルエンザ等の感染予防を想定した訓練に関すること 12 前各号に掲げるもののほか、保健医療に関すること
土木部 土木部	1 ライフライン事業者等の連絡調整に関すること 2 遺体の取り扱い（搬送）に関すること 3 他部の応援に関すること
教育部 教育委員会事務局	1 学校・幼稚園における感染予防に関すること 2 他部の応援に関すること
渉外部 区議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 区議会への情報提供に関すること 2 内外諸団体との連絡調整に関すること 3 他部の応援に関すること

第2章 区政機能の維持

1. 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

区分	考え方	主な業務（例示）
A 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、保健医療など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供
通常業務	B 継続業務	①区民の生命を守るための業務 ②都市機能の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務
	C 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止して、工夫して
	D 休止業務	①多数の人が集まる施設 ②その他、緊急性を要しない業務

職員 100% (AとBの範囲)
職員 60% (CとDの範囲)

2. 各部署の事業継続と応援体制

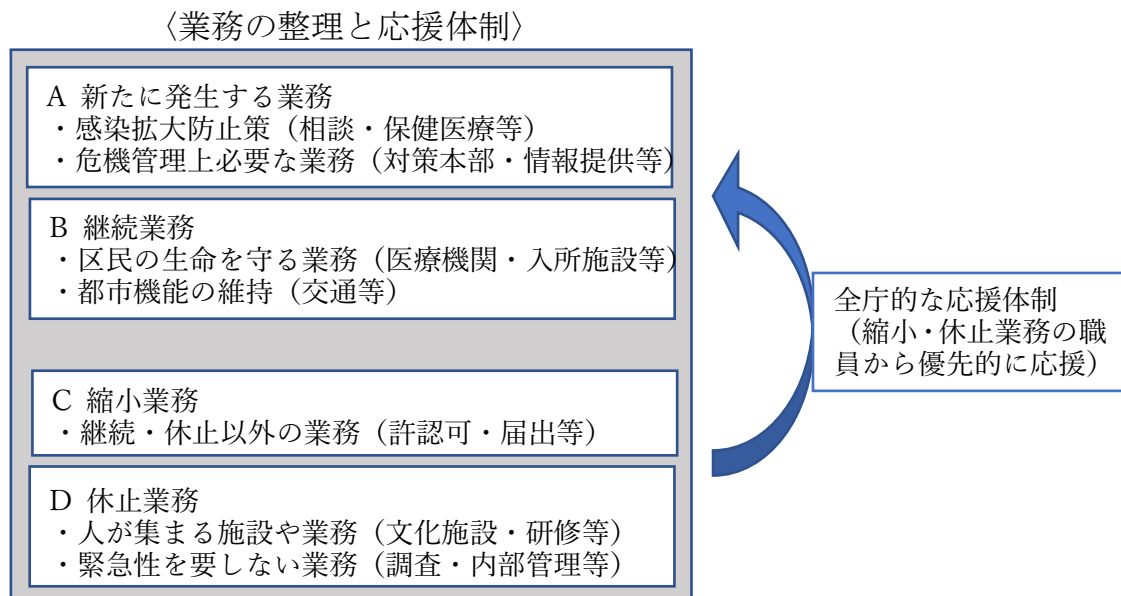
各部署は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各局においてBCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、健康部・江戸川保健所に対しては、本部体制の下、全庁的な応援体制により対応する。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当する。



用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム (G-MIS)	G-MIS(Gathering Medical Information System の略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機関（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症第 36 条の 3 第 1 項に規定する都と都知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適応する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見のある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医療品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等

感染症サーベイランス	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届けられた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年抗原変異が起こらない B 型によって引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 2 条 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民

	生活及び国民経済に及ぼす影響が総称となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないよう要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 校の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定にあたっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設を指す。

国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 (2025) 年 4 月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人用防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業所が指定されている。
住民接種	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生活及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（特措法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本講堂計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。

新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要がある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む区民等が適切に判断・行動することができるよう、区による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所	地方保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。区においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する業務を行う機関として、保健衛生研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所所長が、感染したおそれがある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの

	潜伏期間を考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される化学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの」
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機関
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要

	があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の 9 に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報（information）や（communication）に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 ※『IHEAT』は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。